

サウジアラビア『所得税法』および『所得税法施行規則』
日本企業の対サウジビジネスに関連する主な条文

調査時点 2010 年 2 月 10 日

条項	内容の要約	日本企業への影響、留意点
第 2 章 納税義務者		
法第 2 条 A、第 3 条 B (居住者である資本会社)	<p>(法第 2 条 A) 納税義務者には、非サウジ国籍の出資者が持分を有している居住者である資本会社が含まれる。</p> <p>(法第 3 条 B) 会社が、サウジの会社法に基づき設立されたものか、経営の中心的拠点がサウジにあるものである場合、当該会社は課税年度中にサウジに居住していたものとする。</p>	<p>非サウジ国籍の出資者が持分を有している居住者である資本会社は課税対象者となるが「居住者」と「資本会社」は法第 1 条において定義されている。なお「資本会社」には、株式会社、有限責任会社または株式合資会社が含まれる。また、各種投資ファンドは所得税法でいう資本会社とみなされる。</p>
法第 2 条 B、第 3 条 A 施行規則第 3 条 (サウジにおいて事業を行っている居住者である非サウジ国籍の自然人)	<p>(法第 2 条 B) 納税義務者にはサウジにおいて事業を行っている居住者である非サウジ国籍の自然人を含む。</p> <p>(法第 3 条 A) 自然人が、サウジに恒久的な住居を所有し課税年度中に合計で 30 日以上サウジに居住するか、課税年度中に 183 日以上サウジに居住する場合、同人は課税年度中にサウジに居住していたものとする。</p>	<p>サウジにおいて事業を行っている居住者である非サウジ国籍の自然人は、課税対象者となるが「居住者」と「サウジ国籍」は法第 1 条において定義されている。なお、ある者の居住場所の決定に当たり、その国籍は考慮されない。</p>

	<p>(施行規則第 3 条)</p> <p>「恒久的な住居」とは、課税年度において納税義務者が所有しているか、または長期（1 年以上）にわたり賃借している住居を意味する。また、第三者が 1 年以上の期間にわたり自然人に提供した住居を意味する場合もある。</p>	
<p>法第 2 条 C、第 4 条</p> <p>(恒久的施設を通じサウジにて事業を行う非居住者)</p>	<p>(法第 4 条 A)</p> <p>「非居住者のサウジにおける恒久的施設」とは、本条に別段の定めがある場合を除き、非居住者が自らまたは代理人を通じて事業活動の全部または一部を実施する恒久的な場所から構成される。</p> <p>(法第 2 条 C)</p> <p>納税義務者には恒久的施設を通じサウジにおいて事業を行っている非居住者を含む。</p> <p>(法第 4 条 B)</p> <p>次に掲げるものは、恒久的施設とみなされる。</p> <p>a 建設現場、組立施設およびそれらにかかわる指揮監督業務の実施。</p> <p>b 天然資源の探査活動において使用される設備とその探査地、掘削装置、探査用船舶および</p>	<p>法文上「恒久的施設」とは、恒久的な場所を指すものと読める。従って、恒久的な場所を有しないで代理人のみを通じて事業活動を実施する場合には「恒久的施設を通じサウジにて事業を行う非居住者」に該当しないと思われる。もっとも、このような規定の解釈については見解が分かれており、課税当局により、恒久的施設を通じサウジにおいて事業を行っている非居住者に該当すると評価される可能性もあることから、個別に税務アドバイザーに相談することが必須である。</p>

	<p>それらに関する指揮監督業務の実施。</p> <p>c 非居住者である自然人が事業を実施するための一時的でない事業拠点。</p> <p>d サウジにおいて事業の実施が許可されている非居住者である会社の支店。</p> <p>(法第 4 条 C) 非居住者に帰属する物品または製品を保管、展示または供給する目的のみに使用される場合等、恒久的施設に該当しない場合が規定されている。</p> <p>(法第 4 条 D) 居住者であるパートナーシップ（サウジにて組成されたパートナーシップ）にかかわる非居住者である出資者は、当該居住者であるパートナーシップへの持分を有していることにより、サウジに恒久的施設を有しているものとみなされる。</p>	
<p>法第 2 条 D、第 5 条 施行規則第 5 条 （サウジを源泉とする課税所得を有する非居住者）</p>	<p>(法第 5 条 A) 所得が次に掲げるいずれかに該当する場合、当該所得はサウジの源泉から生じたものとする。</p> <p>a サウジで実施された事業活動から生じた所</p>	<p>サウジを源泉とする課税所得を有する非居住者は課税対象者となるが、どのような場合に所得がサウジを源泉として生じたかは、法第 5 条 A と施行規則第 5 条において規定されているので、留意が必要である。</p>

	<p>得。</p> <p>b サウジにある不動産から生じた所得。その不動産にかかわる持分の処分益や、直接または間接であるかを問わず、その資産の大部分がサウジに所在する不動産である会社の持分、その株式または共同経営権の処分による利益はこれに含まれる。</p> <p>c 居住者である会社の持分または共同経営権の処分から生じた所得。</p> <p>d サウジにおいて使用されている動産の貸付けから生じた所得。</p> <p>e サウジの工業資産または知的財産の売却もしくはそれらのライセンスから生じた所得。</p> <p>f 居住者である会社により支払われる配当金またはマネージャーもしくは取締役の報酬。</p> <p>g 居住者である会社がその本店または関連会社に対して支払う役務提供の対価。</p> <p>h サウジにおいてその全部または一部が提供された役務に対して居住者が支払う対価。</p> <p>i サウジの天然資源開発の対価。</p>	<p>なお、サウジ向けに物品を配送する契約（当該物品の輸送と保険に関する契約を含む）から生じる所得は、サウジにて行われた事業活動から生じたものとはみなされない。ただし、サウジにおいて行われる付随業務（国内輸送、据付けまたは研修その他類似の業務など）が契約に含まれる場合は、これらの付随業務のみがサウジにおける事業活動から生じたものとみなされる。</p>
--	---	--

	<p>j サウジにある非居住者の恒久的施設に帰属する所得。非居住者が恒久的施設を通じて売却する物品と同一もしくは類似の物品をサウジで販売したことによる収入、または非居住者が恒久的施設を通じて実施する事業活動と同一もしくは類似の役務の提供もしくは事業をサウジで実施したことによる収入はこれに含まれる。</p> <p>(法第2条D) 納税義務者にはサウジを源泉とする課税所得を有する非居住者を含む。</p> <p>(施行規則第5条) サウジにおいて実施された事業活動により生じたものとみなされ、従って、サウジを源泉とする所得とされる所得が具体的に規定されている。</p>	
<p>法第2条E・F (天然ガスの投資分野に従事している者) (石油と炭化水素資源の生産事業に従事している者)</p>	<p>(法第2条E・F) 課税の対象者には、天然ガスの投資分野に従事している者、ならびに石油および炭化水素物質の生産事業に従事している者を含む。</p>	<p>天然ガスの投資分野ならびに石油および炭化水素資源の生産事業に従事している者は、居住者であるか否かを問わず、課税対象者とされている。</p>
<p>第3章 課税標準と税率</p>		

<p>法第6条 (課税標準)</p>	<p>(法第6条A・B・C) 居住者である資本会社の課税標準は、サウジを源泉とするすべての事業活動から生じる当該会社の課税対象所得から、法に基づき認められる費用を控除した後の所得のうち、非サウジ国籍の出資者に帰属する所得部分とする。</p> <p>居住者である非サウジ国籍の自然人の課税標準は、サウジを源泉とするすべての事業活動から生じる同人の課税対象所得から、法に基づき認められる費用を控除した後の所得とする。</p> <p>恒久的施設を通じサウジにおいて事業活動を行う非居住者の課税標準は、当該施設の事業活動から生じた課税対象所得またはそれに関連する課税対象所得から、法に基づき認められる費用を控除した後の所得である。</p>	<p>外国投資家の課税所得は、その所有持分比率に基づく。</p> <p>従って、例えば、外国投資家が合弁会社の49%の持分を有する場合には、当該会社の全収益の49%が当該外国投資家の課税所得となる。</p> <p>サウジ人によって51%所有されている部分については、所得税を免除される。</p>
<p>法第7条 (税率)</p>	<p>(法第7条A・B・C) 居住者である資本会社、事業活動を行っている非サウジ国籍の居住者である自然人および恒久的施設を通じ、サウジにて、事業活動を行っている非居住者に対する各々の課税標準に対する税率は20%である。</p>	<p>原則として20%の均一の税率が課されるが、例外があるので留意が必要である。</p>

	天然ガス投資事業活動のみに従事している納税義務者の課税標準に対する税率は30%、石油と炭化水素資源の生産に従事している納税義務者の課税標準に対する税率は85%である。	
第4章 課税所得		
法第8条 施行規則第2条 (課税所得)	<p>(法第8条) 課税対象所得とは、種類と形式を問わず事業活動の実施により生じるすべての収入、報酬および利益を含む総所得のことをいう。キャピタルゲインまたはいかなる臨時収入も課税対象所得に含むが、非課税所得は除くものとする。</p> <p>(施行規則第2条) 課税所得が生じることとなる課税対象事業活動が具体的に規定されている。</p>	各種銀行口座（当座、定期または貯蓄口座）の開設と居住者である自然人によるサウジの株式市場に上場している会社の株式の取引は、課税対象事業活動に含まれない。なお、課税対象所得から除かれる非課税所得は、法第10条と施行規則第7条に規定されている。
法第9条 施行規則第8条 (資産の処分損益)	<p>(法第9条A) 資産の処分による利益または損失は、資産売却額と資産原価の差額とする。</p> <p>(施行規則第8条) 法に基づき減価償却が可能な資産の処分損益は考慮されず、当該資産処分の結果は法に規定する減価償却法により処理される。</p>	減価償却については、法第17条以下で規定されている。

<p>法第 10 条 施行規則第 7 条 (非課税所得)</p>	<p>(法第 10 条) 施行規則に基づき、サウジの株式市場において取引された有価証券のキャピタルゲイン、または事業活動用資産以外の資産の処分により生じた利益については、所得税の課税標準に算入されない。</p> <p>(施行規則第 7 条) サウジの株式市場において取引される有価証券の処分により実現したキャピタルゲインが非課税所得とされる場合が具体的に規定されている。</p>	<p>課税所得については、法第 8 条で規定されている。</p>
<p>第 5 章 所得を得る目的のために要した費用</p>		
<p>法第 12 条 施行規則第 9 条 (所得を得る目的のために要した費用)</p>	<p>(法第 12 条) 課税対象所得を得る目的のために納税義務者が負担したすべての経常的な必要費用は、資本的資産と第 13 条に規定されるその他の控除不可経費を除き、課税所得計算に当たって控除可能である。</p> <p>(施行規則第 9 条) 事業のために必要かつ一般的なすべての費用は、控除が認められることとされており、具体的な要件が規定されている。</p>	<p>課税対象所得から控除することができない費用については、法第 13 条と施行規則第 10 条に規定されている。</p>

<p>法第 13 条 施行規則第 10 条 (控除不可費用)</p>	<p>(法第 13 条) 以下の費用の控除は認められない。</p> <p>a 課税対象所得を得る目的とは関連性のない費用。</p> <p>b 株主、出資者またはそれらの親族に支払われた金額または提供された利益であって、給与、賃金、手当もしくはこれに類するもの、または独立当事者間での資産や役務提供にかかわる取引に該当しないもの。</p> <p>c 交際費</p> <p>d 自然人が私的な目的で支出した費用。</p> <p>e サウジまたは他国にて支払われた所得税。</p> <p>f サウジの関係機関に支払われた、または支払義務のある罰金と過料。ただし、契約上の義務の不履行により支払う金額を除く。</p> <p>g サウジの法律に基づき、違反行為とみなされる賄賂またはそれに類する金銭。なお、それらの金銭が海外で支払われたとしても、控除は認められない。</p>	<p>課税対象所得から控除することができない費用が規定されているため、留意が必要である。たとえば、交際費や、株主、出資者またはそれらの親族に支払われた一定の金銭等については、控除が認められない。</p>
--	---	---

	<p>(施行規則第 10 条)</p> <p>控除不可費用には、現金または現物によるかを問わず、オーナー、出資者、持分権者、またはこれらの親族（両親、配偶者、子供、兄弟姉妹など）に対して支払われた給与、賃金およびこれらに類するとみなされるものが含まれる。本規定は、株式会社の株主には適用されない。</p>	
<p>法第 14 条 施行規則第 9 条第 3 項 (不良債権)</p>	<p>(法第 14 条 B)</p> <p>納税義務者は、施行規則の規定に基づき、不良債権の回収の見込がないことを証明する十分な証拠により、その帳簿から当該不良債権を除却した場合、当該不良債権額を課税対象所得から控除することができる。</p> <p>(施行規則第 9 条第 3 項)</p> <p>所得が実現された適切な年度において既に申告されている不良債権であること等の一定の条件を満たす不良債権は、課税対象所得の決定における控除可能費用となる。</p>	<p>不良債権を課税対象所得から控除可能な費用とするためには、法第 14 条 B と施行規則第 9 条第 3 項に規定されている要件を満たす必要があるが、それらの要件のうち、回収不能であることの証拠については、督促状やこれらの負債を回収するための取組みにかかわるメモで十分である。</p>
<p>法第 15 条 施行規則第 9 条第 5 項 (準備金と引当金)</p>	<p>(法第 15 条)</p> <p>銀行による不良債権引当金以外の、準備金または引当金の積立てにかかわる費用控除は認められない。</p>	<p>準備金または引当金の積立てについては、原則として費用控除は認められない。</p>

	<p>(施行規則第9条第5項) 年度中に計上された次に掲げる引当金と準備金は、課税対象所得の決定における控除可能費用となる。</p> <p>a 銀行による不良債権引当金。銀行は、不良債権額と回収した不良債権額（このような回収額は、回収がなされた年度の課税標準において回復されなければならない）が記載されたサウジアラビア通貨庁（Saudi Arabian Monetary Agency ; SAMA）の証明書を提出しなければならない。</p> <p>b 保険会社または再保険会社が業界基準に基づき控除することのできる未経過保険料準備金と支払準備金。ただし、翌課税年度において当該準備金を課税標準として計上することを条件とする。</p>	
<p>法第16条 施行規則第9条 （研究開発費用）</p>	<p>(法第16条) 課税対象所得を得ることを目的とした研究開発費用は控除することができる。ただし、研究目的のために使用される土地または機器類の購入費用の控除は認められない。機器類は、法第17条に基づき減価償却され</p>	<p>研究開発費用は原則として控除可能であるが、土地および施設ならびに機器類の購入費用の控除は認められない。</p>

	<p>る。</p> <p>(施行規則第9条第9項) 「研究開発費用」とは、技術、科学、エンジニアリング、コンピューターシステムまたは類似の分野における研究、開発および実験に関するものをいう。ただし、前記にかかわる土地と施設、または研究目的で使用される土地の取得にかかわる費用の控除は認めない。</p>	
<p>法第17条 施行規則第8条、 第9条第4項 (減価償却)</p>	<p>(法第17条B) 減価償却可能な資産のグループ別分類と、グループごとの減価償却率が定められている。</p> <p>(施行規則第8条) 減価償却可能な資産の売却損益は、減価償却に関する規定に基づき課税対象となる。</p> <p>(施行規則第9条第4項) 法第17条に定める減価償却額が課税対象所得の決定における控除可能費用となるための要件が規定されている。</p>	<p>土地を除き、減価償却可能な資産についての減価償却費用は、法第17条と施行規則第9条第4項に従い、課税対象所得から控除することができる。</p>
<p>法第18条 (資産の修理と改善費)</p>	<p>(法第18条A) 納税義務者が各グループの減価償却資産に修理と改善を加えた場合、それにかかわる費用を控除することが</p>	<p>減価償却資産についての修理費用と改善費用については、控除が可能である。</p>

	できる。	
法第 20 条 施行規則第 9 条第 8 項 (公的年金基金への加入)	<p>(法第 20 条 A・B)</p> <p>サウジの法律に基づき設立された公的年金基金に拠出した雇用者の負担金は、控除することができる。</p> <p>被雇用者 1 人当たりの控除額は、雇用者の負担金を算入する前の、各被雇用者の所得の 25% に相当する額を超えてはならない。</p> <p>(施行規則第 9 条第 8 項)</p> <p>サウジの命令と施行規則に基づき設立された従業員の年金基金や貯蓄基金への雇用主の拠出金は、課税対象所得の決定における控除可能費用に該当する。ただし、このような拠出額は、一回の支払額であるか合計額であるかを問わず、雇用主が拠出を行う前の従業員所得の 25% を超えないこと、かつ、基金が一定の要件を満たすことを条件とする。</p>	雇用主による公的年金基金への拠出金は、一定額につき課税対象所得から控除可能であるが、法第 20 条と施行規則第 9 条第 8 項に従わなければならない。
法第 21 条 施行規則第 11 条 (損失の繰越し)	<p>(法第 21 条)</p> <p>純営業損失は、その損失が発生した年の翌年以降の課税年度に繰越すことができる。繰越損失は、その後の課税年度の課税標準から控除され、累積損失全額が相殺されるまで継続して控除される。</p>	原則として営業損失を翌課税年度以降に繰越すことができるが、施行規則第 11 条第 2 項に規定されている営業損失は、繰越すことができない。

	<p>(施行規則第 11 条)</p> <p>各課税年度において、累積損失の相殺に使用できる利益の最高限度額は納税義務者の申告書において申告された年間利益の 25%以下とする。</p> <p>ヒジュラ暦 1421 年 1 月 5 日 (西暦 2000 年 4 月 10 日)</p> <p>付閣議決定第 3 号の施行前に発生した営業損失、免税期間中に発生した営業損失、または納税義務者が課税対象と課税対象外の事業活動の両方を営む場合に法に基づき当該課税対象外の事業活動により発生した営業損失は、繰り越すことができない。</p> <p>サウジにおいて認可を受けている公認会計士によって監査された合法的な財務書類に基づき損失が確定されない限り、その損失を繰り越すことはできない。</p> <p>損失の繰越しに関する規定を満たす損失であっても、所有権または支配権に 50% 以上の変更があった資本会社において生じた損失は変更のあった年度以降の課税年度に繰り越すことができない。</p>	
--	---	--

第 6 章 税務会計規則		
法第 22 条 施行規則第 18 条 (課税年度)	<p>(法第 22 条 B) 納税義務者は、本条 A の規定 (国家財政年度) と異なる 12 カ月間を、施行規則の規定に基づき課税年度として採用することができる。</p> <p>(施行規則第 18 条) 次に掲げる事項に該当する場合、納税義務者は国家財政年度とは異なる課税年度を採用することができる。</p> <p>a 納税義務者が法の施行前に税務当局により承認された異なる課税年度を採用している場合。</p> <p>b 納税義務者が西暦の課税年度を採用している場合。</p> <p>c 納税義務者が、国家会計年度と異なる課税年度を採用している企業グループのメンバーであるか、または外国会社の子会社である場合。</p> <p>ただし、異なる課税年度を採用する場合には、一定の条件を満たしていなければならない。</p>	<p>サウジの国家財政年度と異なる 12 カ月間を課税年度とすることが可能であるが、その場合、法第 22 条と施行規則第 18 条に従って課税年度を定める必要がある。</p> <p>例えば、日本企業のサウジにおける子会社において、当該日本企業における課税年度と同一の期間を課税年度とすること等が想定される。</p>
法第 26 条 施行規則第 20 条	(法第 26 条) 発生主義を採用している納	発生主義を採用している納税義務者は、長期契約に関

<p>(長期契約)</p>	<p>税義務者の長期契約（本条において定義されている）にかかわる所得と費用は、課税年度中に完了した業務の比率に基づき算定される。</p> <p>（施行規則第 20 条） 発生主義を採用している納税義務者は、長期契約に関連する所得と控除費用（契約者の所得、契約の相手方当事者または主契約者の控除費用であるかを問わない）を、課税年度中に完了した契約の比率に基づき計上しなければならない。</p>	<p>連する所得と費用を、法第 26 条と施行規則第 20 条に従って計上しなければならない。</p>
<p>第 7 章 課税標準決定の附則</p>		
<p>法第 34 条 施行規則第 16 条 (みなし課税)</p>	<p>(法第 34 条 A) サウジにて営業を行っている外国の航空会社、海運または陸運会社の支店が法に基づき課税標準の確定額を届け出なかった場合、</p> <p>a サウジにて営業を行う外国航空会社の支店に対する課税標準は、航空運賃、運送料、郵便料、その他サウジにて獲得された総所得の 5% の額とみなす。当該支店は法に規定される法定期限内に、サウジにおける総所得を申</p>	<p>サウジ国内と国外の両者にかかわる事業活動を行う場合は、みなし課税に留意が必要である。</p> <p>例えば、サウジでの付帯業務を伴う海外からの配送契約で、その付帯業務にかかわる価値が契約において別途規定されていない場合、各付帯業務による所得は、総契約金額の 10% とみなされる可能性がある。</p>

	<p>告しなければならない。</p> <p>b 外国陸・海運会社の支店に対する課税標準は、運送料、その他サウジにて獲得された総所得の 5%の額とみなす。当該支店は法に規定される法定期限内に、サウジにおける所得を申告しなければならない。</p> <p>(施行規則第 16 条)</p> <p>法第 34 条 A に定めるみなし課税の規定に加えて、税務当局は、国際費用に関連する一部の事業活動に対する課税において、国際費用と国内費用が相関関係にあり、そのため、国内費用を明確に区分し、国内の事業活動に関する別個の財務書類を提出することが困難である場合、本条の規定に従い、みなし課税を適用することができる。</p>	
第 9 章 資本金会社に対する 税務規則		
法第 43 条 (総則)	<p>(法第 43 条)</p> <p>株式合資パートナーシップ (a partnership limited by shares) の無限責任出資者の持分には、所得税が課せられる。課税後は、無限責任出資者の持分は、パー</p>	<p>資本金会社に対する税務規則として、本条において総則が規定されている。</p>

	<p>トナーシップの課税標準の決定に際して控除される。パートナーシップに関する法の規定は株式合資パートナーシップの無限責任出資者の持分に適用される。</p> <p>50%またはそれ以上に達する変更が資本会社の所有権または支配権について生じた場合、変更後の課税年度において、非サウジ国籍の者の持分に関して、法第 21 条に基づき変更前の損失を控除することはできない。</p>	
<p>第 10 章 天然ガス投資税</p>		
<p>法第 44 条～第 55 条 施行規則第 21 条～第 54 条</p>	<p>(法第 44 条) 天然ガス投資税は、サウジ国内、その特別経済地区または大陸棚において、天然ガス、液化天然ガスおよびガスコンデンセートの投資事業に従事しているすべての者に課せられる。</p> <p>(施行規則第 21 条) サウジ国内、その特別経済地区または大陸棚において、天然ガス、液化天然ガスおよびガスコンデンセートの投資事業に従事しているすべての者は、自然人もしくは法人であるか、またはサウジ国籍もしくは非サウジ国籍であるかを問わず、天然ガス投資税が課せ</p>	<p>天然ガス税の詳細については、法第 45 条以下に規定されている。</p>

	られるものとする。	
第 11 章 総則		
法第 57 条 施行規則第 55 条 (納税義務者登録)	<p>(法第 57 条) 法に基づく課税対象のすべての者は、最初の課税年度の終了前に税務当局に登録を行わなければならない。</p> <p>(施行規則第 55 条) 最終的な源泉徴収税の支払義務を負う納税義務者を除き、次に掲げる者は、課税の目的のために税務当局に登録を行うことを要する。</p> <p>a 法に基づくすべての支払義務者は最初の課税年度の終了前に税務当局に登録を行わなければならない。</p> <p>b 法第 68 条に基づき源泉徴収を行うことを求められる個人または事業体（パートナーシップを含む）は第 1 回目の納付前に税務当局に登録を行わなければならない。</p> <p>法定期間内に登録が実施されなかった場合の罰金は、個人の場合 1,000 サウジ・リヤル（以下「SR」という）、株式資本会社の場合 1 万 SR、その他の事業体の場合 5,000SR である。</p>	納税義務者登録を怠った場合は、罰金の対象となる。

<p>法第 58 条 施行規則第 56 条 (帳簿記録)</p>	<p>(法第 58 条) サウジに恒久的施設を有しない非居住者を除く納税義務者は、要納付税額を正確に決定するために必要なアラビア語による商業帳簿と会計記録を保管していなければならない。</p> <p>納税義務者が正当な理由なしに、費用にかかわる書類またはその計上の正当性を立証する証拠書類につき提出不能である場合、税務当局はすべての費用の計上を拒否する権限を有するものとする。</p> <p>(施行規則第 56 条) サウジ国内に恒久的施設を有しない非居住者と施行規則第 16 条に規定する者を除き、納税義務者は、商業帳簿記録（少なくとも、一般仕訳帳、原簿、在庫目録および要納付税額を正確に決定するために必要なその他会計記録）を、アラビア語で、サウジ国内に保管しなければならない。また、納税義務者は、証拠書類、説明的データおよび注釈も保管することを求められる。納税義務者は、当該要求を順守するために専門機関を採用することができるが、当該納税義務者は直接の責</p>	<p>サウジに恒久的施設を有しない非居住者を除く納税義務者は、アラビア語により商業帳簿と会計記録を作成する必要がある。</p>
--	--	---

	任を負い、商業帳簿に関する規制を順守しなければならない。	
第12章 納税申告書の提出、税務査定ならびに不服申立ておよび上訴手続		
法第60条 施行規則第57条 (納税申告書)	<p>(法第60条)</p> <p>納税申告書の提出を要請されているすべての納税義務者は、所定の様式による申告書を提出し、その識別番号を登録し、それに基づく要納付税額を税務当局に納付しなければならない。</p> <p>納税申告書の提出期限は、申告を行う課税年度の終了後120日以内とする。</p> <p>以下に掲げる納税義務者は納税申告書を提出しなければならない。</p> <p>a 居住者である資本会社。</p> <p>b サウジに恒久的施設を有する非居住者。</p> <p>c 事業活動を行っている居住者である非サウジ国籍の自然人。</p> <p>事業活動を終了した納税義務者は、その旨を税務当局に通知し、その終了日に終わる短期課税年度の納税申</p>	居住者である資本会社、サウジに恒久的施設を有する非居住者と事業活動を行っている居住者である非サウジ国籍の自然人は、法第60条と施行規則第57条に従って申告書を提出する義務を負う。

	<p>告書を終了日から 60 日以内に提出しなければならない。</p> <p>課税対象所得額が 100 万 SR を超える納税義務者は、サウジにて事業認可を受けている公認会計士によって納税申告書の正確性を証明してもらわなければならない。</p> <p>パートナーシップは、課税年度の終了 60 日後またはそれ以前に、法第 36 条に規定する情報の申告を提出しなければならない。</p> <p>(施行規則第 57 条)</p> <p>納税義務者は、申告書に記載の所得、支出およびその他のデータが正確であることを証明する責任を負う。納税義務者がその記載を証明することができない場合、税務当局は、他の法的制裁に加え、控除の否定、または同局の見解、関連する事情、事実および入手可能な情報に基づくみなし課税査定を行うことができる。</p> <p>事業活動が停止された場合、納税申告書の提出と納税はその停止日から 60 日以内に行われなければならない。</p>	
--	--	--

	<p>い。</p> <p>パートナーシップは、その課税年度の終了後 60 日以内に税務申告書を提出しなければならない。1 人またはそれ以上の有限責任出資者がいるパートナーシップは、資本会社に適用される規定に基づき有限責任出資者の持分に基づき支払う義務のある税額について納税申告書を提出しなければならない。</p> <p>会社の清算、相続、または破産に関する責任者となった者は、清算手続の開始を書面にて税務当局に通知し、清算手続を通じて、法定期間内に納税申告書を提出しなければならない。当該責任者はまた、最終財務諸表（清算の最終会計書類）の写しを税務当局に提供し、清算手続の完了した日から 60 日以内に、支払義務のある税額を税務当局に納付しなければならない。支払能力が証明されるにもかかわらず、これらの支払が履行されなかった場合、当該責任者は納税義務者とともにその税金の納付について連帯して責任を負う。</p>	
<p>法第 61 条 施行規則第 58 条</p>	<p>(法第 61 条) すべての者と政府機関は税</p>	<p>法第 61 条と施行規則第 58 条に基づく情報提供義務</p>

<p>(情報に関する税務当局の権限)</p>	<p>務当局に対し、法に規定する税金にかかわる課税目的のため、同局が要求する税金に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>要納付税額の正当性を確認するため、税務当局は納税義務者の帳簿記録を勤務時間中に現場にて検査する権限を有する。</p> <p>すべての者と政府機関は、民間部門と取り交わした契約に関する情報を、その契約の締結日から 3 カ月以内に税務当局に提供しなければならない。当該情報には、契約当事者の全員の氏名と住所、契約の題目、金額、財務条件、開始日および終了日を含むものとする。本項に基づき要請された情報を提供しなかった者または契約に規定する事業停止日を通知しなかった者は、契約に基づき生じる納税義務を連帯して負うものとする。</p> <p>(施行規則第 58 条)</p> <p>自然人と事業体（公的機関と政府機関を含む）は、法第 61 条の規定に基づき、民間部門の者と締結した、建設、サービスおよび供給の契約に関する基本情報なら</p>	<p>は、納税義務者であるか否かを問わず、すべての者に適用される。</p>
------------------------	--	---------------------------------------

	<p>びにこれらに生じた修正事項を、契約の調印日から 3 カ月以内とその修正時に、税務当局に提供しなければならない。また、理由のいかんを問わず契約の履行が停止された場合にはその停止について、また、当該停止後の契約当事者間の権利についても、停止日から 30 日以内に通知しなければならない。税務当局は契約の写しを請求する権限を有する。</p> <p>税務当局に対して、要求された契約情報を通知する義務を負っている自然人または事業者がこの通知義務を履行しなかった場合、その者は当該契約にかかわる税金とこれについて生じる可能性のある罰金に関し、納税義務者とともに連帯して責任を負うものとする。</p>	
<p>法第 63 条 (租税回避防止手段)</p>	<p>(法第 63 条 A) 税額を決定するため、税務当局は次に掲げる権限を有する。</p> <p>a 税効果のない、いかなる取引も取り上げない。</p> <p>b 本質と実態を反映していない取引を修正し、実態に即したものにす</p>	<p>租税回避を防止するための措置を講じる権限が税務当局に与えられている。</p>

<p>法第 65 条 (税額査定の法定期間)</p>	<p>(法第 65 条) 税務当局は、理由を明示した通知により、課税年度の納税申告書の提出期限終了後 5 年間にわたり、税額査定を実施または修正する権限を有する。また、納税義務者の書面による同意があれば、いかなる時においても、同査定を実施することができる。</p> <p>納税義務者が納税申告書の提出を怠った場合、または申告書が租税回避を目的とした不十分なもの、もしくは不正確なものであると判明した場合、税務当局は課税年度の申告書の提出期限終了後 10 年間にわたり、税額の査定またはその修正を行うことができる。</p> <p>納税義務者は、過払納税について、その支払を行った課税年度から 5 年以内に、当該過納額の還付を請求することができる。</p>	<p>過払納税額の還付請求を行う場合は、課税年度から 5 年以内に行わなければならない。</p>
<p>法第 66 条 施行規則第 60 条、第 61 条 (不服申立てと上訴)</p>	<p>(法第 66 条 A) 納税義務者は、税務当局の査定税額に対する不服を、査定通知書の受領日から 60 日以内に申し立てることができる。納税義務者が上述の 60 日以内に査定税額に同意するか、または不服を申し立てなかった場合、その</p>	<p>税務当局の査定税額に対する不服申立ての手続については、法第 66 条ならびに施行規則第 60 条および第 61 条において規定されている。</p>

	<p>査定税額は最終的な要納付税額とみなされる。</p> <p>(施行規則第 60 条) 納税義務者は、再査定に対する不服を、当該再査定の通知書の受領日から 60 日以内に、その理由を記載して書面により申し立てることができる。</p> <p>(施行規則第 61 条) 納税義務者は、上訴するために、予備委員会の決定に基づく要納付税額を支払うか、または、銀行保証（1 年間有効、かつ、自動的に更新可能であり、また、税務当局の独占的な裁量により、最終決定が下された後における支払について定めており、かつ、サウジアラビア通貨庁に承認された様式による）を差し入れなければならない。また、上訴の理由を記載する書面、その他追加書類、納税領収書、または最終的な決定が下された後に解除または現金の還付を受けるための銀行保証書の写しを控訴委員会に提出しなければならない。</p>	
第 13 章 税金の徴収		
法第 68 条 施行規則第 63 条 (税金の源泉徴収)	(法第 68 条 A・B・C) 法に規定する納税義務者であるか否かを問わず、サウ	非居住者に対する支払が行われる場合の源泉徴収税の税率は、法第 68 条 A と施

<p>収)</p>	<p>ジの源泉から非居住者に支払を行ったすべての居住者とサウジにある非居住者の恒久的施設は、一定の税率に基づき、その支払金額から税金相当分を源泉徴収しなければならない。</p> <p>本条の規定に基づき税金を源泉徴収する者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。</p> <p>a 税務当局に登録し、支払先に支払を行った月の翌月の最初の 10 日間以内に、源泉徴収額を同局に納付する。</p> <p>b 支払金額と源泉徴収税額を明示した証明書を支払先に提出する。</p> <p>c 課税年度の終了時に、支払先の住所、氏名、可能であれば登録番号（識別番号）、その他税務当局が要求する情報を同局に提供する。</p> <p>d 施行規則の規定に基づき、源泉徴収税額の正当性を証明するために必要な帳簿類を保管する。</p> <p>本条に基づく税金の源泉徴収に責任を有する者は、次に掲げる事項に該当する場合、未納税額と法第 77 条 A</p>	<p>行規則第 63 条第 1 項において定められている。</p>
-----------	---	-----------------------------------

	<p>に基づき科せられる遅延罰金を、それぞれ個人的に支払う義務を負うものとする。</p> <p>a 税金の源泉徴収義務を履行しなかった場合。</p> <p>b 税金を源泉徴収したものの、税務当局に対する納付義務を履行しなかった場合。</p> <p>c 支払先の住所、氏名、可能であれば登録番号（識別番号）、その他税務当局が要求する情報を税務当局に提供しなかった場合。</p> <p>(施行規則第 63 条)</p> <p>サウジ国内に恒久的施設を有しない非居住者が実現したサウジ国内源泉所得の種類ごとに、当該所得から徴収される源泉徴収税の税率が規定されている。</p>	
<p>法第 69 条 (納税)</p>	<p>(法第 69 条)</p> <p>納税義務者は、納税申告に基づき、要納付税額を課税年度の終了から 120 日以内に納付しなければならない。</p>	<p>法第 70 条において前納義務が規定されている点に留意が必要である。</p>
<p>法第 70 条 施行規則第 64 条 (税金の前納)</p>	<p>(法第 70 条)</p> <p>課税年度に所得を獲得した納税義務者は、課税年度における第 6 月、第 9 月および第 12 月のそれぞれの最終日またはそれ以前の日、3</p>	<p>前納が遅れた場合、30 日の遅延期間ごとに前納税額の 1%に相当する罰金が科せられる。</p>

	<p>回にわたり税金を前納しなければならない。1 回当たりの前納税額は次の計算式の結果とする。</p> <p>$(a-b) \times 25\%$</p> <p>a=納税申告に基づく前年度の納税義務者の税額 b=法第 68 条に基づき源泉徴収によって納付された前年度の税額</p> <p>上記の計算式の結果が 50 万 SR に満たない場合、納税義務者は前納の義務を負わない。</p> <p>(施行規則第 64 条)</p> <p>法第 70 条に規定する税金の前納の義務が発生する要件と前納の遅延に関する罰金等が規定されている。</p>	
<p>法第 71 条 施行規則第 65 条 (税金の分割払)</p>	<p>(法第 71 条)</p> <p>施行規則に定める規則と条件を満たす十分な理由と正当性がある場合、所管大臣は納税義務者の要納付税額の分割払を認める権限を有し、また、必要と判断した場合、その権限を税務当局局長に委譲することができる。また、国家財産権が損なわれることが確認された場合、所管大臣または大臣から権限を委譲された者は、分割払の取決めを取り消すことができる。</p>	<p>分割払が認められる場合であっても、納税遅延罰金の支払義務は免除されない。</p>

	<p>納税義務者が本条に基づき税金の分割払を行っていたとしても、法第 77 条 A に規定する納税遅延罰金の支払は、分割払期間中においても免除されない。</p> <p>(施行規則第 65 条)</p> <p>法定期限内に納付できない理由などを記した分割払申請書の提出等、納税義務者が税金と罰金の分割払を要請することができるための要件が規定されている。</p>	
<p>法第 72 条 施行規則第 66 条 (納税義務者の過納額の還付)</p>	<p>(法第 72 条)</p> <p>税金を過払した納税義務者は、その過納額の返金に加えて、還付請求日の 30 日後から、納税義務者が過納額を受領するまでの間の 30 日ごとにつき、過納額の 1% に相当する賠償金を受領することができる。</p> <p>(施行規則第 66 条)</p> <p>納税義務者は法の規定に基づき、過納額の還付をその支払がなされた課税年度から 5 年以内に請求する権利を有する。還付請求は納税義務者または適法に授権されたその代理人によってなされなければならない。</p> <p>税務当局は、還付請求書を受領日から 30 日以内に当該還付請求書を審査し、過払</p>	<p>納税義務者は、法第 72 条と施行規則第 66 条に従って過納付額の還付を受けることができる。</p>

	額を確認し、還付手続を完了しなければならない。	
法第 73 条 (納税義務者の資産差押え)	<p>(法第 73 条 A) 納税義務者が法定の期限までに要納付税額を納付しなかった場合、税務当局は、同人の動産と不動産に対するシャリーア法 (<i>Shari'ah</i>) (イスラム法) により認められる差押えを実施することができる。納税義務者が差押通知書を受領した日から 20 日後に、税務当局は差押手続を継続できるものとする。</p> <p>(法第 73 条 B) 銀行と金融機関を含むすべての者は、差押資産を占有している場合、税務当局の要請に従い、当該資産を同局に引き渡さなければならない。</p> <p>(法第 73 条 C) 銀行または金融機関は、納税義務者の勘定の差押通知書を税務当局から受領した場合、その勘定からの預金引出しまたはその他の支払を許可してはならない。</p> <p>(法第 73 条 E) 納税義務者がその事業用に供している機器類、自然的な所持品および家具類は、30 万 SR を超えない限度</p>	納税義務者が期限内に要納付税額の納付を行わなかった場合、税務当局は、法第 73 条、施行規則第 71 条およびシャリーア法に従って、当該納税義務者の資産の差押えを行うことができる。

	において、差押えから除外されるものとする。	
第 14 章 罰金		
法第 76 条 施行規則第 67 条 (納税申告書未提出に対する罰金)	<p>(法第 76 条)</p> <p>法第 60 条 A (納税申告書の提出、識別番号の登録、要納付税額の納付)、B (納税申告書の提出期限)、D (事業活動終了時の納税申告書提出義務) および F (公認会計士の証明) の規定を順守しない納税義務者は、総収入の 1% に相当する罰金を科せられる。ただし、その金額は 2 万 SR を超えないものとする。</p> <p>提出期限日までに納税申告書を提出しなかった場合、上記の罰金に代えて次に掲げる金額の罰金が科せられる。ただし、上記に基づく罰金が本項に規定する額より少ない場合に限る。</p> <p>a 遅延期間が法定期限から 30 日以下の場合、未納税額の 5%</p> <p>b 遅延期間が法定期限の 30 日超 90 日以下の場合、未納税額の 10%</p> <p>c 遅延期間が法定期限の 90 日超 365 日以下の場合、未納税額の 20%</p> <p>d 遅延期間が法定期限の</p>	納税申告書の提出義務を順守しない場合は、法第 76 条と施行規則第 67 条に基づく罰金の対象となる。

	<p>365 日超の場合、未納税額の 25%</p> <p>(施行規則第 67 条)</p> <p>納税申告書の未提出による罰金が科せられる場合とその罰金額について、具体的に規定されている。</p>	
<p>法第 77 条 施行規則第 68 条、第 69 条 (遅延罰金と虚偽罰金)</p>	<p>(法第 77 条 A)</p> <p>法第 76 条と本条 B に規定する罰金に加え、納税義務者は遅延期間 30 日ごとにつき、未納税額の 1% に相当する遅延罰金を支払わなければならない。この遅延には、源泉徴収税額の納付と前納の延滞も含まれ、罰金は税金の納付期限日から実際の納付日までの期間において計算される。</p> <p>(施行規則第 68 条)</p> <p>次の事項に該当する場合、遅延期間 30 日ごとに未納税額の 1% に相当する額が施行規則第 67 条に規定する罰金に加えて科せられる。</p> <p>a 納税申告書に基づく要納付税額の支払遅延。</p> <p>b 税務当局の査定に基づく要納付税額の支払遅延。</p> <p>c 納税義務者の課税年度の第 6 月、第 9 月および第 12 月のそれぞれの最終日が支払期日で</p>	<p>法第 77 条および施行規則第 68 条ならびに第 69 条に規定されている遅延罰金と虚偽罰金は、法第 76 条に基づく罰金（納税申告書の提出義務違反に関する罰金）に加えて科せられる。</p>

	<p>ある前納税額の支払遅延。</p> <p>d 法第 71 条に基づき分割払が認められた税金の所定の期日までの支払遅延。</p> <p>e 法第 68 条に基づく源泉徴収に関する規定による支払（その支払義務は、源泉徴収義務者が負う）を受領者に対して行った月の翌月の最初の 10 日間以内に納付すべき源泉徴収税の支払遅延。</p> <p>(法第 77 条 B)</p> <p>法第 76 条と本条 A に規定する罰金に加え、納税義務者またはその公認会計士が租税回避を目的とした、一定の不正確または虚偽の情報を提出し、それに基づき算定された税額と本来の税額に差額が生じた場合、その差額の 25% に相当する罰金が当該納税義務者に科せられるものとする。</p> <p>(施行規則第 69 条)</p> <p>法第 77 条 B に規定する虚偽罰金に関する規定は、情報を隠匿するか、または不正確な情報を提示した源泉徴収税の支払義務を行う納税義務者に対し適用する。</p>	
--	--	--

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。